

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金) 14時06分から15時08分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長
 - 会長職務代理者
 - 委員 14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 議案5 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第17回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に2番、石川委員、3番、畠山委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議 長 各 委 員 議 長	<p>只今、説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p>
説 明 員	<p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は5件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、地目「田」面積28,398.64㎡、さんとさんの解約です。農地法3条売買に伴う解約です。</p> <p>2番から5番はあっせん売買に伴う解約です。</p> <p>2番、東滝川 番、地目「田」面積2,649㎡、さんとさん、JAた</p>

	<p>きかわ転貸の解約です。</p> <p>3番、東滝川 番、地目「田」面積 3,085 m²、さんとさんの解約です。</p> <p>4番、江部乙町 番、地目「田」面積 32,044 m²、さんとさんの解約です。</p> <p>5番、江部乙町 番、地目「田」面積 34,516 m²、さんとさんの解約です。</p> <p>本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第1号申請番号5番を除く4件について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第1号申請番号5番を除く4件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第1号申請番号5番を除く4件について、原案のとおり決定とします。次に議案第1号申請番号5番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員14 : 17退室)</p>
議 長	<p>議案第1号申請番号5番について、質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了いたします。議案第1号申請番号5番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第1号申請番号5番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員14 : 18入室)</p>
議 長	<p>議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>

説明員

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転3件、地上権2件です。

先月の3条での から さんへの売買について、 さんの耕作面積は自作農地 193,562 m²、貸借農地 143,891 m²、合計 337,453 m²です。

1番、北滝の川 番、地目「畑」面積 47,595 m²、 さんから さんへの売買です。 さんは 市の農業者で所有農地は 14,676 m²ですが、の会長でもあります。これまで さんの養鶏施設を借りていましたが、 さんの死亡により農業を廃業し、転出することから農地を 10a 当たり 21,000 円、1,000,000 円で売買するものです。

2番、江部乙町 番、地目「田」、面積 27,817 m²、 さんから さんへの売買です。 さんは相続農地処分のため、 さんは貸借地購入による経営規模の安定化のため 10a 当たり 100,000 円、2,800,000 円で売買するものです。

3番、江部乙町 番、地目「畑」、73,630 m²、 さんから さんへの売買です。 さんは経営規模縮小による遠隔地農地の処分のため、 さんは経営規模拡大のため、10a 当たり 1,924 円、150,000 円で売買します。

4番、5番は、農地の移転ではなく、農地を利用する地上権の権利を移転するものです。譲渡人は空知総合振興局となっていますが、「北海道」です。道から空知土地改良区への地上権移転です。農地は、4番が東滝川 番、地目「田」416 m²、5番が江部乙町 番、地目「田」4.40 m²、道の農地整備事業に伴い、用水管路を造成したのですが、この施設については、事業の受益団体である土地改良区によって自主的に管理されることが適当と認められるので、北海道土地改良財産の譲与に関する条例第3条に基づき、譲渡されましたが、一部農地所有者の農地に掛かっていることからその部分について、農地法第3条に基づき地上権を移転するものです。農地所有者は、東滝川 番が さん、 番、 番が さん、 番、 番が さん、 さんの農地は賃貸借で さん耕作です。5番は さん所有の農地です。以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 1 件です。 1 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 330 m ² 、転用目的は駐車場及び雪堆積場の整備です。 工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上 1 番は用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が 7 件、所有権移転が 3 件です。

<p>議 長</p> <p>説 明 員</p>	<p>1 番、北滝の川 番、「田」803 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円。更新案件です。</p> <p>2 番、江部乙町 番、地目「田」面積30,034 m²、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円。更新案件です。3 番から6 番までは新規の案件です。</p> <p>3 番、北滝の川 番、地目「田」面積13,008 m²、 さんから さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。来年3 条売買予定です。1 年の間で農地内にある居宅等を処分する予定です。</p> <p>4 番、二の坂町 番、地目「田」面積7,871 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、2,600 円です。 さんの解約後、 さんを紹介され、相対で貸借することになったものです。現況畑として耕作します。</p> <p>5 番、二の坂町 番、地目「田」面積10,132.05 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、2,600 円です。 さんの貸借に伴い、隣地の さんの農地も併せて相対で貸借することになったものです。ここ数年未耕作であったことから、 さんと同金額で耕作します。</p> <p>6 番、江部乙町 番、地目「田」面積10,623 m²、 さんから さんの賃貸で期間は4年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの規模縮小、 さんの規模拡大による貸借です。</p> <p>7 番、更新案件です。江部乙町 番、地目「田」面積5,207 m²、 さんから さんの賃貸で期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。</p> <p>所有権移転の3 件については各あっせん常任委員会より説明があります。以上で説明を終わります。</p> <p>所有権移転申請番号1 番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p> <p>1 番、売り手 さんから東滝川 番の売渡のあっせんの申出が1 0 月1 8 日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したと</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>説 明 員</p>	<p>ころ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を11月15日午前9時00分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」5,734㎡、土地条件としては基盤整備行っていない、高速道路側は一部はまるどころもあり。価格としては10a当たり「田」24万円、総額1,376,160円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>所有権移転申請番号2番、3番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p> <p>2番、売り手 さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が10月11日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さん、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を11月15日午前9時40分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手、 さん、 さん、委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中行いました。買い手が2名となったことから「滝川市農地移動適正化あっせん基準」第4条第2項に基づき、あっせん順位を判定した結果、順位1位となった さんとあっせんを行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」32,044㎡、「畑」1,420㎡、土地条件としては基盤整備実施済で特に問題なし。価格としては10a当たり「田」32万円、「畑」5万円、総額10,325,080円となっています。附帯物件、江部乙町 番「宅地」は無償譲渡です。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>3番、売り手 さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が10月9日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を11月15日午前10時20分から市役所4階</p>
-------------------------	---

	<p>401 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行き、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」34,516㎡、土地条件としては基盤整備は実施していない、宅地部分は さんが所有している。価格としては10a 当たり「田」29万円、総額10,009,640円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第4号、所有権移転申請番号3番を除く9件について、質疑、意見を求めます。</p>
委 員	<p>あっせん希望者が複数いた場合の「滝川市農地移動適正化あっせん基準」第4条第2項について、もう少し詳しく教えてください</p>
説 明 員	<p>まず、基準面積があり、その基準面積から農地の所有面積が離れている者が下位になります。近い方が上位です。田の基準面積は15haです。次が経営地までの距離になります。今ある経営地と今回購入する経営地、さらに居宅との距離、後継者の有無、ただし法人については後継者という型になっていないので、判定要因にはなっていません。今回雨池さんの方が面積の格差が小さかったこと、経営地までの距離が近いこと、居宅からの距離は遠いですが、農業委員の意見等加えて最終的に判断します。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>今後、賃貸借をしている農家はその農地を買えない場合、例えば基盤整備を現在行っているが、基盤整備の工事代金は耕作者が払うことになる。その際、今の条件に当てはめるときに買えない場合があると思われるがその場合、どうなるのか。</p>
説 明 員	<p>おそらく基準作成時に基盤整備のことを考慮してなかったのではないかと思います。ただ、それも含めて考えなければならない。</p>
委 員	<p>買えなかった場合、所有者にこれまでの基盤整備の工事費を戻してくれということもあり得るのではないか。</p>
説 明 員	<p>基本的には基盤整備だけではなく投資しているのだから、そこを貸借</p>

	<p>していた方が優先されるべきとは思いますが。考慮するような形で基準も見直しが必要な時期かと思われます。他の地域も参考にしたうえで調整を図ってまいります。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了します。議案第4号、所有権移転申請番号3番を除く9件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第4号、申請番号3番を除く9件について、原案のとおり決定いたします。次に所有権移転申請番号3番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p> <p>(委員14:42退室)</p>
議長	<p>所有権移転申請番号3番について、質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了いたします。所有権移転申請番号3番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第4号、所有権移転申請番号3番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員14:43入室)</p>
議長	<p>議事日程9番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は5件です。</p> <p>1番、扇町 番、登記簿地目「田」、面積211㎡。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。</p> <p>2番、西町 番、登記簿地目「田」、面積991㎡。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。</p> <p>3番、朝日町 番、登記簿地目「田」、面積1,215㎡。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。</p>

	<p>4番、北滝の川 番、登記簿地目「畑」、面積 377 m²。所有者、 さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。</p> <p>5番、本町 番、登記簿地目「畑」、面積 56 m²。所有者、 さん、現況「雑種地」、「農地以外」として利用されています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 各 委 員</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり)</p>
<p>議 長 各 委 員</p>	<p>質疑意見を終了します。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>議案第5号については、原案のとおり決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり)</p>
<p>議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告)</p>
	<p>第18回総会は12月27日15時30分からということで決定します。 以上をもちまして、第17回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:08)</p>